

国立研究開発法人物質・材料研究機構

保有個人情報の開示、訂正及び利用停止請求事務取扱細則

平成17年3月4日

17細則第1号

改正：平成18年 3月28日 18細則第 5号

改正：平成23年 4月27日 23細則第 6号

改正：平成25年 6月25日 25細則第 8号

改正：平成27年 3月24日 27細則第 6号

改正：平成28年 4月20日 28細則第11号

改正：令和3年 4月27日 2021細則第13号

改正：令和4年 5月24日 2022細則第 5号

(目的)

第1条 この細則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、同法施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「個人情報保護委員会規則」という。）及び国立研究開発法人物質・材料研究機構個人情報保護規程（平成17年3月4日 17規程第1号。以下「規程」という。）に基づき、国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）が行う保有個人情報の開示、訂正及び利用停止請求に係る事務取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この細則における用語の意義は、法、政令、個人情報保護委員会規則及び規程の定めるところによる。

(請求の受付等)

第3条 法第77条第1項の開示請求、法第91条第1項の訂正請求及び法第99条第1項の利用停止請求（以下「請求」という。）をしようとする者（以下「請求者」という。）から、法第77条第1項、法第91条第1項又は法第99条第1項の書面の提出を受けた場合は、総務部門総務室（以下「総務室」という。）は、当該請求に係る保有個人情報を保有する室等（以下「担当室等」という。）に通知し、担当室等は総務室と連携して記載事項の確認を行わなければならない。

- 2 開示請求の受付において、保有個人情報の特定にあたっては、担当室等は、開示請求者が容易かつ的確に請求が行えるよう情報の提供を積極的に行うものとする。
- 3 総務室は、法、政令及び個人情報保護委員会規則の定めるところにより、請求者が本人であること（法定代理人による請求にあつては、請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類の提示又は提出を求め、内容を確認しなければならない。
- 4 記載事項（開示請求においては、手数料の納付を含む。）の確認を行った後は、請求に係る受付日を確定するものとする。この場合において、請求に係る決定等の期限は、この受付日より起算するものとする。

（受付時間）

第4条 第3条第1項に定める総務室における受付の開設時間は、9時30分から12時まで及び13時から17時までとする。ただし、機構の休業日を除く。

（請求に係る文書の起案等）

第5条 請求に係る文書の起案は、担当室等で行うものとし、総務室への合議を経て理事長の決裁を得るものとする。

- 2 開示請求に係る文書の起案において、法第82条第1項の規定に係る決裁の終了後、開示請求者に対し通知するにあたっては、第6条第14号に定める保有個人情報の開示の実施方法等申出書（未記載のもの。）も併せて添付するものとする。

（書面の様式）

第6条 法、政令、個人情報保護委員会規則及び規程を施行するにあたって必要な書面の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 保有個人情報開示請求書（法第77条第1項）（様式1）
- (2) 保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）（法第82条第1項）（様式2）
- (3) 保有個人情報の開示の実施方法等申出書（法第87条第3項）（様式3）
- (4) 保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）（法第82条第2項）（様式4）
- (5) 保有個人情報開示決定等の期限の延長について（通知）（法第83条第2項）（様式5）
- (6) 保有個人情報開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）（法第84条）（様式6）
- (7) 保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について（法第85条第1項）（様式7）
- (8) 保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について（通知）（法第85条第1項）（様式8）
- (9) 保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）（法第86条第1項）（様式9）

- (10) 保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）（法第86条第2項）（様式10）
- (11) 保有個人情報の開示決定等に関する意見書（法第86条第1項、第2項）（様式11）
- (12) 反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について（通知）（法第86条第3項）（様式12）
- (13) 開示請求に係る手数料の免除決定通知書（法第89条第2項）（様式13）
- (14) 開示請求に係る手数料の免除をしない旨の決定通知書（番号法第30条第1項）（様式14）
- (15) 保有個人情報訂正請求書（法第91条第1項）（様式15）
- (16) 保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）（法第93条第1項）（様式16）
- (17) 保有個人情報の訂正をしない旨の決定について（通知）（法第93条第2項）（様式17）
- (18) 訂正決定等の期限の延長について（通知）（法第94条第2項）（様式18）
- (19) 訂正決定等の期限の特例規定の適用について（通知）（法第95条）（様式19）
- (20) 保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について（法第96条第1項）（様式20）
- (21) 保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について（通知）（法第96条第1項）（様式21）
- (22) 提供をしている保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）（法第97条）（様式22）
- (23) 保有個人情報利用停止請求書（法第99条第1項）（様式23）
- (24) 保有個人情報の利用停止をする旨の決定について（通知）（法第101条第1項）（様式24）
- (25) 保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について（通知）（法第101条第2項）（様式25）
- (26) 保有個人情報利用停止決定等の期限の延長について（通知）（法第102条第2項）（様式26）
- (27) 保有個人情報利用停止決定等の期限の特例規定の適用について（通知）（法第103条）（様式27）
- (28) 諮問書（開示決定等）（法第105条第1項）（様式28）
- (29) 諮問書（訂正決定等）（法第105条第1項）（様式29）
- (30) 諮問書（利用停止決定等）（法第105条第1項）（様式30）
- (31) 諮問書（開示請求・訂正請求・利用停止請求に係る不作為）（法第105条第1項）（様式31）
- (32) 情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（通知）（法第105条第2項）

(様式32)

(開示の実施の方法)

第7条 規程第64条により、次に掲げる文書又は図画及び電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、次のとおりとする。

(1) 文書又は図画に記録されている場合には、次に掲げる方法により開示を行う。ただし、ウ及びエに掲げる方法にあっては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、機構がその保有する処理装置及びプログラムにより当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。

ア 当該文書又は図画（法第87条第1項ただし書の規定が適用される場合にあつては、イに規定するもの）の閲覧

イ 当該文書又は図画を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものの交付（ウに掲げる方法に該当するものを除く。）ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくはA2判の用紙に複写したものの交付（ウに掲げる方法に該当するものを除く。）

ウ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付

エ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD-R又はDVD-Rに複写したものの交付

(2) 電磁的記録の場合には、次に掲げる方法により開示を行う。

ア 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付

ウ 当該電磁的記録をCD-R又はDVD-Rに複写したものの交付

(3) 前2号に掲げる方法により開示を行うことができない場合には、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成14年政令第199号）第4条第2項に基づく文書又は図画の開示の実施の方法として機構が定める開示の実施の方法に準じた方法により開示を行う。

(送付に係る費用)

第8条 交付の方法による保有個人情報の開示の実施を希望する者は、開示手数料のほかに送付に係る料金を機構に納付して、送付を求めることができる。

2 前項の送付に係る料金は、機構の指定する金融機関への口座振込又は郵便切手により納付するものとする。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月28日 18細則第5号）

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月27日 23細則第6号)

この細則は、平成23年4月27日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年6月25日 25細則第8号)

この細則は、平成25年6月25日から施行する。

附 則 (平成27年3月24日 27細則第6号)

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月20日 28細則第11号)

この細則は、平成28年4月20日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (令和3年4月27日 2021細則第13号)

この細則は、令和3年5月1日から施行する。

附 則 (令和4年5月24日 2022細則第5号)

この細則は、令和4年5月24日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(様式1 記載要領)

1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名（旧姓も可）及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。

また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）による開示請求の場合には、法定代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

2 「開示を請求する保有個人情報」

開示を請求する保有個人情報が記載されている法人文書や個人情報ファイルの名称など、開示請求する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

3 「求める開示の実施方法等」

開示を受ける場合の開示の実施の方法（事務所における開示の実施の方法、事務所における開示を希望する場合の希望日、電子情報処理組織を使用した開示の実施又は写しの送付）について、希望がありましたら記載してください。なお、実施の方法は各行政機関等の定めるところによりますので、希望する方法に対応できない場合があります。

開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「保有個人情報開示実施申出書」により、別途申し出ることもできます。

4 手数料の納付について

保有個人情報の開示を請求する場合には、保有個人情報が記載されている法人文書1件について300円を納付する必要があります。振込みの証の写しを保有個人情報開示請求書に添付して提出して下さい。なお、振込みにあたって手数料等が生じる場合でも、当機構では負担致しませんのでご了承ください。

5 本人確認書類等

(1) 窓口来所による開示請求の場合

来所して開示請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第21条に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、開示請求窓口に事前に相談してください。

(注) 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

(2) 送付による開示請求の場合

保有個人情報開示請求書を送付して保有個人情報の開示請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り）を提出してください。住民票の写しは市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、開示請求窓口に事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。

また、被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。

(3) 代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による開示請求の場合にのみ記載してください。必要

な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名及び本人の住所又は居所です。

代理人のうち、法定代理人が開示請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を提示し、又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が開示請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

(開示請求者) 様

国立研究開発法人物質・材料研究機構 理事長

保有個人情報の開示をする旨の決定について (通知)

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

1 開示する保有個人情報 (全部開示 ・ 部分開示)

--

2 不開示とした部分とその理由

--

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、国立研究開発法人物質・材料研究機構に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、国立研究開発法人物質・材料研究機構を被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、決定があったことを知った日から6ヶ月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。)

3 開示する保有個人情報の利用目的

--

4 開示の実施の方法等(裏面(又は同封)の説明事項をお読みください。)

(1) 開示の実施の方法等

(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所

期間: 月 日から 月 日まで(土・日曜、祝祭日を除く。)

時間:

場所:

(3) 電子情報処理組織を使用して開示を実施する場合

(4) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用(見込み額)

<本件連絡先> 国立研究開発法人物質・材料研究機構総務部門総務室
担当者：
電話：
FAX：
e-mail：

(様式2 裏面)

説明

1 「開示の実施の方法等」

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「保有個人情報開示実施申出書」により開示の実施の申し出を行ってください。

開示の実施の方法は、通知書の4(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。

事務所における開示の実施を選択される場合は、通知書の4(2)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、希望の日時を選択してください。記載された日時に都合が良いものがない場合は、「本件連絡先」に記載した担当まで連絡してください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「保有個人情報開示実施申出書」は開示を受ける希望日の〇〇日前には当方に届くように提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「保有個人情報開示実施申出書」によりその旨を申し出てください。なお、この場合は、別途、送付に要する費用負担が必要となります。

2 決定に対する審査請求等

決定に不服がある場合には、行政不服審査法又は行政事件訴訟法により、審査請求又は取消訴訟を提起することができます。これについて詳しくは、この通知書の「2 不開示とした部分とその理由」の「※」をお読みください。

3 開示の実施について

- (1) 事務所における開示の実施を選択され、その旨「保有個人情報開示実施申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書をお持ちください。
- (2) 写しの送付を希望された場合は、保有個人情報開示実施申出書に併せて、お知らせした送付に要する費用を郵便切手で送付してください。

4 本件連絡先

開示の実施方法等、審査請求の方法等についてご不明な点がありましたら、本欄に記載した担当までお問い合わせください。

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

国立研究開発法人物質・材料研究機構
理事長 殿

(ふりがな)

氏名

住所又は居所

〒

TEL ()

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

- 1 保有個人情報開示決定通知書の番号等
文書番号：
日 付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実施の方法	
	(1) 閲覧	① 全部 ② 一部 ()
	(2) 複写したものの交付	① 全部 ② 一部 ()
	(3) その他 ()	① 全部 ② 一部 ()

- 3 開示の実施を希望する日
年 月 日 午前・午後

- 4 「写しの送付」の希望の有無 (有 : 同封する郵便切手等の額 円)
無

<本件連絡先>

国立研究開発法人物質・材料研究機構総務部門総務室
(担当者名) (内線 :)
電 話:
F A X:
e-mail:

(開示請求者) 様

国立研究開発法人物質・材料研究機構 理事長

保有個人情報の開示をしない旨の決定について (通知)

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第82条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る 保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした 理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法 (平成26年法律第68号) の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、国立研究開発法人物質・材料研究機構に対して審査請求をすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法 (昭和37年法律第139号) の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、国立研究開発法人物質・材料研究機構を被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、決定があったことを知った日から6ヶ月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。)

<本件連絡先>

国立研究開発法人物質・材料研究機構総務部門総務室

担当者名 :

電話 :

FAX :

e-mail :

(開示請求者) 様

国立研究開発法人物質・材料研究機構 理事長

保有個人情報開示決定等の期限の延長について (通知)

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第83条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日 (開示決定等期限 年 月 日)
延長の理由	

<本件連絡先>

国立研究開発法人物質・材料研究機構総務部門総務室

担当者名 :

電話 :

FAX :

e-mail :

(開示請求者) 様

国立研究開発法人物質・材料研究機構 理事長

保有個人情報開示決定等の期限の特例規定の適用について (通知)

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第84条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第84条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとした理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定する予定です。） 年 月 日

<本件連絡先>

国立研究開発法人物質・材料研究機構総務部門総務室

担当者名：

電話：

FAX：

e-mail：

(他の行政機関の長等) 殿

国立研究開発法人物質・材料研究機構 理事長

保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第84条の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 本人の氏名 本人の住所又は居所
添付資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・
備考	(複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨)

<本件連絡先>

国立研究開発法人物質・材料研究機構総務部門総務室

担当者名：

電話：

FAX：

e-mail：

(開示請求者) 様

国立研究開発法人物質・材料研究機構 理事長

保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について (通知)

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：

<本件連絡先>

国立研究開発法人物質・材料研究機構総務部門総務室

担当者名：

電話：

FAX：

e-mail：

(第三者利害関係人) 様

国立研究開発法人物質・材料研究機構 理事長

保有個人情報の開示請求に関する意見について (照会)

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている(あなた、貴社等)に関する情報の内容	
意見書の提出先	(室名) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

<本件連絡先>

国立研究開発法人物質・材料研究機構総務部門総務室

担当者名:

電話:

FAX:

e-mail:

(第三者利害関係人) 様

国立研究開発法人物質・材料研究機構 理事長

保有個人情報の開示請求に関する意見について (照会)

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている(あなた、貴社等)に関する情報の内容	
意見書の提出先	(室名) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

<本件連絡先>

国立研究開発法人物質・材料研究機構総務部門総務室

担当者名:

電話:

FAX:

e-mail:

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

国立研究開発法人物質・材料研究機構
理事長 殿

(ふりがな)
氏名又は名称
(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所
(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

(様式11 裏面)

説明

1 「開示に関する御意見」

保有個人情報を開示されることについて「支障がない」場合、「支障がある」場合のいずれか該当する□にレ点を記入して下さい。

また、「支障がある」を選択された場合には、(1)支障がある部分、(2)支障の具体的理由について記載して下さい。

2 「連絡先」

本意見書の内容について、内容の確認等をする必要がありますので、確実に連絡が取れる電話番号等を記載して下さい。

3 本件連絡先

本件の記載方法、内容等について不明な点がありましたら、次の連絡先に連絡して下さい。

<連絡先>

国立研究開発法人物質・材料研究機構総務部門総務室

担当者名：

電話：

FAX：

e-mail：

(反対意見書を提出した第三者) 様

国立研究開発法人物質・材料研究機構 理事長

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について (通知)

(あなた、貴社等) から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第86条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、国立研究開発法人物質・材料研究機構に対して審査請求をすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、国立研究開発法人物質・材料研究機構を被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。

(なお、決定があったことを知った日から6ヶ月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起できなくなります。)

<本件連絡先>

国立研究開発法人物質・材料研究機構総務部門総務室

担当者名:

電話:

FAX:

e-mail:

文 書 番 号
年 月 日

開示請求に係る手数料の免除決定通知書

(開示請求者) 様

国立研究開発法人物質・材料研究機構 理事長

年 月 日付けで請求のありました開示請求に係る手数料の免除申請について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項の規定により読み替えて適用する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第89条第2項（注：独立行政法人等にあつては、第89条第4項）の規定に基づき、下記のとおり、免除することとしましたので通知します。

記

対象となる保有個人情報の名称

開示請求に係る手数料の免除をしない旨の決定通知書

(開示請求者) 様

国立研究開発法人物質・材料研究機構 理事長

年 月 日付けで請求のありました開示請求に係る手数料の免除申請については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 3 0 条第 1 項の規定により読み替えて適用する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）に規定する免除理由に該当しませんので通知します。

記

- 1 対象となる保有個人情報の名称
- 2 免除が認められない理由等

(注) この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に、国立研究開発法人物質・材料研究機構に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 ヶ月以内に、国立研究開発法人物質・材料研究機構を被告として、同法第 1 2 条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から 6 ヶ月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

国立研究開発法人物質・材料研究機構
理事長 殿

(ふりがな)
氏名

住所又は居所
〒

TEL ()

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 イ 本人の氏名 (ふりがな) ウ 本人の住所又は居所
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ()

(様式15 記載要領)

1 「氏名」「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により訂正決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入してください。

また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合には、法定代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。

2 「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

3①～③に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載して下さい。

3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称を記載してください。なお、本法により保有個人情報の訂正請求ができるものは次に掲げるものです。

① 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第90条第1項第1号）

② 開示決定に係る保有個人情報であって、法第88条第1項の他の法律又はこれに基づく命令の規定により開示を受けたもの（法第90条第1項第2号）

4 「訂正請求の趣旨及び理由」

(1) 訂正請求の趣旨

どのような訂正を求めらるかについて簡潔に記載して下さい。

(2) 訂正請求の理由

訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載して下さい。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出して下さい。

5 訂正請求の期限について

訂正請求は、法第90条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行ななければならないこととなっています。

6 本人確認書類等

(1) 窓口来所による訂正請求の場合

窓口に来所して訂正請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第28条が規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、訂正請求窓口事前に相談してください。

(注) 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

(2) 送付による訂正請求の場合

保有個人情報訂正請求書を送付して保有個人情報の訂正請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り）を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、訂正請求窓口事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。

また、被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。

(3) 代理人による訂正請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による訂正請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名及び本人の住所又は居所です。

代理人のうち、法定代理人が訂正請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り）を提示し、又は提出してください。なお、戸籍謄本その他

法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が訂正請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り）を提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

(訂正請求者) 様

国立研究開発法人物質・材料研究機構 理事長

保有個人情報の訂正をする旨の決定について (通知)

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及びその理由	(訂正内容) (訂正理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法 (平成26年法律第68号) の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、国立研究開発法人物質・材料研究機構に対して審査請求をすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法 (昭和37年法律第139号) の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、国立研究開発法人物質・材料研究機構を被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。(なお、決定があったことを知った日から6ヶ月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起できなくなります。)

<本件連絡先>

国立研究開発法人物質・材料研究機構総務部門総務室

担当者名 :

電話 :

FAX :

e-mail :

(訂正請求者) 様

国立研究開発法人物質・材料研究機構 理事長

保有個人情報の訂正をしない旨の決定について (通知)

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、国立研究開発法人物質・材料研究機構に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、国立研究開発法人物質・材料研究機構を被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。

（なお、決定があったことを知った日から6ヶ月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起できなくなります。）

<本件連絡先>

国立研究開発法人物質・材料研究機構総務部門総務室

担当者名：

電話：

FAX：

e-mail：

(訂正請求者) 様

国立研究開発法人物質・材料研究機構 理事長

保有個人情報訂正決定等の期限の延長について (通知)

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期限	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>

国立研究開発法人物質・材料研究機構総務部門総務室

担当者名：

電話：

FAX：

e-mail：

(訂正請求者) 様

国立研究開発法人物質・材料研究機構 理事長

保有個人情報訂正決定等の期限の特例規定の適用について (通知)

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>

国立研究開発法人物質・材料研究機構総務部門総務室

担当者名：

電話：

FAX：

e-mail：

(他の国立研究開発法人等) 殿

国立研究開発法人物質・材料研究機構 理事長

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者氏名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人による訂正請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 本人の住所又は居所
添付資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訂正請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・
備考	（複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨）

<本件連絡先>

国立研究開発法人物質・材料研究機構総務部門総務室

担当者名：

電話：

FAX：

e-mail：

(訂正請求者) 様

国立研究開発法人物質・材料研究機構 理事長

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について (通知)

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第96条第1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
備考	

<本件連絡先>

国立研究開発法人物質・材料研究機構総務部門総務室

担当者名：

電話：

FAX：

e-mail：

(他の行政機関の長等) 殿

国立研究開発法人物質・材料研究機構 理事長

提供をしている保有個人情報の訂正をする旨の決定について (通知)

(他の行政機関の長等) に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成 1 5 年法律第 5 7 号) 第 9 2 条の規定により訂正を実施しましたので、同法第 9 7 条の規定により、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報を特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

<本件連絡先>

国立研究開発法人物質・材料研究機構総務部門総務室

担当者名 :

電話 :

FAX :

e-mail :

(様式23 記載要領)

説明

1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により利用停止決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入してください。

また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）による利用停止請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

2 「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

3①～③に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載して下さい。

3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称等を記載してください。なお、本法により保有個人情報の利用停止請求ができるのは次に掲げるものです。

① 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第90条第1項第1号）

② 開示決定に係る保有個人情報であって、法第88条第1項の他の法律又はこれに基づく命令の規定により開示を受けたもの（法第90条第1項第2号）

4 「利用停止請求の趣旨及び理由」

(1) 利用停止請求の趣旨

「利用停止請求の趣旨」は、「第1号該当」、「第2号該当」のいずれか該当する□にレ点を記入してください。

ア 「第1号該当」には、第61条第2項の規定（個人情報の保有制限）に違反して保有されているとき、第63条の規定（不適正な利用の禁止）に違反して取り扱われているとき、第64条の規定（適正取得）に違反して取得されたものであるとき又は第69条第1項及び第2項の規定（目的外利用制限）に違反して利用されているときと考えるときに、□にレ点を記入してください。また、「利用の停止」又は「消去」のいずれかにレ点を記入してください。

イ 「第2号該当」には、第69条第1項及び第2項の規定（目的外提供制限）又は第71条第1項の規定（外国第三者提供制限）に違反して他の行政機関等や外国にある第三者等に提供されていると考えるときに、□にレ点を記入してください。

(2) 利用停止請求の理由

「利用停止請求の理由」は、利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

5 利用停止請求の期限について

利用停止請求は、法第98条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内になければならないこととなっています。

6 本人確認書類等

(1) 窓口来所による利用停止請求の場合

来所して利用停止請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第28条において読み替えて準用する同令第21条（第4項及び第5項を除く。）に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、利用停止請求窓口事前に相談してください。

（注） 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

(2) 送付による利用停止請求の場合

保有個人情報利用停止請求書を送付して保有個人情報の利用停止請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、利用停止請求窓口事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。

また、被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・

番号を黒塗りにしてください。

(3) 代理人による利用停止請求の場合

「本人の状況等」欄は、法定代理人による利用停止請求の場合に記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名及び本人の住所又は居所です。

代理人のうち、法定代理人が利用停止請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限り）を提示し、又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が利用停止請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限り）を提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限り）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

(利用停止請求者) 様

国立研究開発法人物質・材料研究機構 理事長

保有個人情報の利用停止をする旨の決定について (通知)

年 月 日付で利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第101条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、国立研究開発法人物質・材料研究機構に対して審査請求をすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、国立研究開発法人物質・材料研究機構を被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。(なお、決定があったことを知った日から6ヶ月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起できなくなります。)

<本件連絡先>

国立研究開発法人物質・材料研究機構総務部門総務室

担当者名:

電話:

FAX:

e-mail:

(利用停止請求者) 様

国立研究開発法人物質・材料研究機構 理事長

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について (通知)

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、国立研究開発法人物質・材料研究機構に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、国立研究開発法人物質・材料研究機構を被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6ヶ月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）

<本件連絡先>

国立研究開発法人物質・材料研究機構総務部門総務室

担当者名：

電話：

FAX：

e-mail：

(利用停止請求者) 様

国立研究開発法人物質・材料研究機構 理事長

保有個人情報利用停止決定等の期限の延長について (通知)

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求のあった保有個人情報の名称等	
延長後の期限	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>

国立研究開発法人物質・材料研究機構総務部門総務室

担当者名：

電話：

FAX：

e-mail：

(利用停止請求者) 様

国立研究開発法人物質・材料研究機構 理事長

保有個人情報利用停止決定等の期限の特例規定の適用について (通知)

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>

国立研究開発法人物質・材料研究機構総務部門総務室

担当者名：

電話：

FAX：

e-mail：

文 書 番 号
年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会 御中

国立研究開発法人物質・材料研究機構 理事長

諮問書（開示決定等）

個人情報の保護に関する法律第82条の規定に基づく開示決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第1項の規定に基づき諮問します。

(様式28 別紙)

1 審査請求に係る保有個人情報の名称等	
2 審査請求に係る開示決定等 (開示決定等の種類) <input type="checkbox"/> 開示決定 <input type="checkbox"/> 一部開示決定 (該当不開示条項) <input type="checkbox"/> 不開示決定 (該当不開示条項)	(1) 開示決定等の日付、記号番号 (2) 開示決定等をした者 (3) 開示決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	①保有個人情報開示請求書(写し) ②保有個人情報の開示をする旨の決定について(通知)(写し)又は保有個人情報の開示をしない旨の決定について(通知)(写し) ③審査請求書(写し) ④理由説明書 ⑤開示の実施を行った保有個人情報に記載された行政文書等(写し) ⑥その他参考資料
7 担当室、担当者名、電話番号、FAX番号、メールアドレス、住所等	

(注1) 2の「(開示決定等の種類)」については、該当する開示決定等のをチェックすること。

また、一部開示決定又は不開示決定の場合には、該当不開示条項(個人情報の保護に関する法律第78条各号、第81条又は文書不存在)を記載すること。

(注2) 4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適切と考えるため。」「全部開示とすることが適切と考えるが、第三者の反対意見書が提出されているため。」など、諮問を必要とする理

由を簡潔に記述すること。

- (注3) 6の⑥の「その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第83条第2項又は第84条の規定に基づく開示決定等の期限に係る通知の写し等である。

文 書 番 号
年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会 御中

国立研究開発法人物質・材料研究機構 理事長

諮問書（訂正決定等）

個人情報の保護に関する法律第93条の規定に基づく訂正決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第1項の規定に基づき諮問します。

(様式29 別紙)

1 審査請求に係る保有個人情報の名称等	
2 審査請求に係る訂正決定等 (訂正決定等の種類) <input type="checkbox"/> 訂正決定 <input type="checkbox"/> 不訂正決定	(1) 訂正決定等の日付、記号番号 (2) 訂正決定等をした者 (3) 訂正決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	①保有個人情報訂正請求書 (写し) ②保有個人情報の訂正をする旨の決定について (通知) (写し) 又は保有個人情報の訂正をしない旨の決定について (通知) (写し) ③審査請求書 (写し) ④理由説明書 ⑤その他参考資料
7 担当室、担当者名、電話番号、FAX番号、メールアドレス、住所等	

(注1) 2の「(訂正決定等の種類)」については、該当する訂正決定等のをチェックすること。

(注2) 4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適切と考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

(注3) 6の⑤の「その他参考資料」とは、例えば、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第94条第2項又は第95条の規定に基づく訂正決定等の期限に係る通知の写し等である。

なお、審査請求人から訂正請求の趣旨・理由を根拠付ける資料が提出されている場合には、当該根拠資料を添付する。

様式30

文 書 番 号
年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会 御中

国立研究開発法人物質・材料研究機構 理事長

諮問書（利用停止決定等）

個人情報の保護に関する法律第101条の規定に基づく利用停止決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第1項の規定に基づき諮問します。

(様式30 別紙)

1 審査請求に係る保有個人情報の名称等	
2 審査請求に係る利用停止決定等 (利用停止決定等の種類) <input type="checkbox"/> 利用停止決定 <input type="checkbox"/> 不利用停止決定	(1) 利用停止決定等の日付、記号番号 (2) 利用停止決定等をした者 (3) 利用停止決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	①保有個人情報利用停止請求書 (写し) ②保有個人情報の利用停止をする旨の決定について (通知) (写し) 又は保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について (通知) (写し) ③審査請求書 (写し) ④理由説明書 ⑤その他参考資料
7 担当室、担当者名、電話番号、FAX番号、メールアドレス、住所等	

(注1) 2の「(利用停止決定等の種類)」については、該当する利用停止決定等の□をチェックすること。

(注2) 4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

(注3) 6の⑤の「その他参考資料」とは、例えば、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第102条第2項又は第103条の規定に基づく利用停止決定等の期限に係る通知の写し等である。

なお、審査請求人から利用停止請求の趣旨・理由を根拠付ける資料が提出されている場合には、当該根拠資料を添付する。

様式 3 1

文 書 番 号
年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会 御中

国立研究開発法人物質・材料研究機構 理事長

諮問書（開示請求・訂正請求・利用停止請求に係る不作為）

個人情報の保護に関する法律第 7 6 条の規定に基づく開示請求[個人情報の保護に関する法律第 9 0 条の規定に基づく訂正請求、個人情報の保護に関する法律第 9 8 条の規定に基づく利用停止請求]に係る不作為について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第 1 0 5 条第 1 項の規定に基づき諮問します。

(様式 3 1 別紙)

1 開示請求[訂正請求、利用停止請求]に係る保有個人情報等の名称等	
2 審査請求に係る開示請求[訂正請求、利用停止請求]	(1) 開示請求[訂正請求、利用停止請求]の日付、受付番号等 (2) 開示請求[訂正請求、利用停止請求]の宛先
3 補正に要した日数、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]の期限	
4 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
5 諮問の理由	
6 参加人等	
7 添付書類等	① 保有個人情報開示請求書[訂正請求書、利用停止請求書](写し) ② 審査請求書(写し) ③ 理由説明書 ④ その他参考資料
8 担当室、担当者名、電話番号、FAX番号、メールアドレス、住所等	

(注 1) 1の「開示請求[訂正請求、利用停止請求]に係る保有個人情報の名称等」については、開示請求の場合には、当該開示請求に係る保有個人情報の名称を、訂正請求又は利用停止請求の場合には、当該訂正請求又は利用停止請求に係る保有個人情報の名称を記述すること。

(注 2) 3の「補正に要した日数、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]の期限」については、補正を求めた場合には当該補正に要した日数を、個人情報の保護に関する法律第 83 条第 2 項[同法第 94 条第 2 項、第 102 条第 2 項]の規定による期間の延長を行った場合には開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]の期限を、同法第 84 条の規定が適用された場合には残りの保有個人情報について開示決定等をする期限[同法第 95 条又は第 103 条の規定が適用された場合には訂正決定等又は利用停止決定等をする期限]を、それぞれ記述すること。

(注 3) 5の「諮問の理由」については、例えば、「開示請求から相当の期間(※)が経過していないと考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

(※) 行政不服審査法第 3 条に規定する「相当の期間」を指す。以下同じ。

(注 4) 7の③の「理由説明書」においては、例えば、開示請求から相当の期間(※)が経過していないと考える理由について、個人情報の保護に関する法律第 84 条の規定が適用された場合には、同条を適用した理由、同条の「相当の期間」として設定した期間の妥当性などを具体的に記述すること。

(注 5) 7の④の「その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や、行政不服審査法第 11 条の総代、第 12 条の代理人又は第 13 条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第 83 条第 2 項又は第 84 条の規定に基づく開示決定等の期限に係る通知の写し等である。

情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（通知）

文 書 番 号
年 月 日

（審査請求人等） 様

国立研究開発法人物質・材料研究機構 理事長

年 月 日付けの国立研究開発法人物質・材料研究機構理事長に対する審査請求について、下記のとおり情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
審査請求に係る開示決定 等[訂正決定等、利用停止 決定等]	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日 ・ 諮問 号

<本件連絡先>

国立研究開発法人物質・材料研究機構総務部門総務室

担当者名：

電話：

FAX：

e-mail：

(注1) 「審査請求に係る開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]」の欄については、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]の日付・記号番号、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]をした者、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]の種類（開示決定、不開示決定等）を記載する。

(注2) 「諮問日・諮問番号」の欄は、情報公開・個人情報保護審査会が付す番号である。